

§ I 教 育 行 政

1. 総 説

昭和33年度は教育委員会制度実施10周年に当る年であり地方教育行政上からみた記念すべき年であった。またこの年は教職員の勤務評定の実施をめぐって全国いずれの都道府県においても教育委員会と教員組合が未だかつてない闘争を展開した年でもあった。

本県昭和33年度の教育行政を反省するとき同じく教職員の勤務評定にかかわる県教委と県教組あるいは市町村教委と各地区教組の交渉を特筆しなければならない。

殊に本県教組は日教組の方針と呼応して当初より勤評反対の態度をうちたて9月15日日教組の統一行動において10割休暇による措置要求一大会実施を計画するなど他の都道府県をしのぐ高姿勢をとったのであるが、本県教委は委員会事務局不離一体の行政体制とをもって勤務評定の本質にたつ適切な判断により教育行政に筋を通し混乱を最少限度にとどめることに成功した。

この間教育行政に空白を生ずることのないよう年度当初にうちたてた教育委員会努力目標の実現に向けてゆるぎない万般の施策が遂行された。

A 昭和33年度努力目標

a 県市町村の一体化により教育行政の推進を期す。

新法施行第3年を迎え、県、市町村教育委員会のより緊密なる連絡体制を確立し教育行政の一体化を図るべくつぎの目標をもとに具体的な努力が続けられた。

- (1) 主体的な行政態勢の確立
- (2) 事務局の強化
- (3) 執務要領の確立による事務能率の向上
- (4) 適正な現場管理と関係職員の研修強化

たまたま教職員の勤務評定に関する問題が惹起され、県、市町村教委が一体となって教育行政に当らざるをえない立場に立たされる結果となった。

このことは県、市町村の連絡提携を促進する契機となったが同時にまた市町村教育委員会がその地位と職責を十分自覚させる絶好の機会となった。しかしこのことは県教委として市町村教委における運営上の諸問題について専門的技術的な研究、指導を行う機会を乏しくしたといえることができる。

b 児童生徒の学力向上につとめる。

前年までに整備された教育課程を更に実践を通じて改善を加える一方徹底的な教材研究をとおし指導過程の合理化、各種指導技術の調和的適用によって指導能率の向上をはかり児童生徒の学力向上を目標とした。

しかし勤評闘争等によって各学校の職場には教職員の研修活動の停滞した傾向もみられたので真にこの目標を十分具体化できたかどうかについてはなお今後の検討にまたなければならぬ。

c 科学技術教育の振興をはかる。

時代のすう勢に即応して科学技術教育の振興を図るためこれに要する経費、理科教育設備費504万、科学技術教育振興費625万を計上するとともに市町村教委にもその趣旨の徹底をはかり、講習会、研修会等の事業をとおして教職員の資質ならびに指導技術の向上をはかり振興策の具体化につとめた。

d 道徳教育の徹底を期す。

新教育の反省として大きく表面化してきた道徳教育は学校教育法施行規制の一部改正によって33年9月から全面的に実施されることとなった。県教委はその趣旨の徹底をはかると同時に実施計画等について具体的な指導を行った。

県教組はこれに対し「官製による道徳教育反対」の態度をとり一応参加拒否の戦術をとったが一部の地区のわずかな紛争を除いては講習会の阻止、その他これが反対のための積極的な妨害活動は見られなかった。

各郡単位に実施した「趣旨伝達講習会」も何事もなく修了することが出来た。

e スポーツの振興と安全管理の徹底策を講ずる。

国家文教施策と相俟ってスポーツの振興を努力目標に掲げ特に長期の計画、スポーツ5カ年計画の立案にかかるほか学校または一般社会のスポーツの健全育成指導ならびに安全管理について努力した。

教育委員会の努力目標についてはその樹立の過程、予算との関連、具体化の方法これが評価等については今後なお十分検討し真に委員会として努力目標を掲げる趣旨に合致するような運営がなされなければならない。

B 勤務評定実施と勤評闘争経過の概要

本年度の県教育行政の大きな特色は教職員の勤務評定の実施と勤評闘争に対する処理の問題であった。